

## 墨田区地域活動団体登録規約

(本規約の範囲)

第1条 本規約は、墨田区地域力支援部地域活動推進課が運営する墨田区地域活動団体登録制度(以下、本制度という。)への登録について、必要な事項を定める。

(登録要件)

第2条 次の各号に掲げる全ての要件を備えている団体が本制度に登録することができる。

- (1) 墨田区の地域活性化や地域課題の解決に取り組む非営利活動団体であること。
- (2) 団体の運営に関する規則(定款、規約、会則等)が定められていること
- (3) 構成員が3名以上であること
- (4) 次に掲げる活動を行っていないこと
  - (ア) 宗教活動又は政治活動を目的とした活動
  - (イ) 公序良俗に反する活動
  - (ウ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または、暴力団の構成員の統制下にある活動

(登録申請手続き)

第3条 前条の要件を全て満たしている団体は、インターネット上の申込フォームに次に掲げる書類のデータを添えて申請するものとする。

- (1) 団体の役員名簿
- (2) 団体の定款、規約、会則等

(登録情報の変更)

第4条 前条の登録手続きを行い、本制度に登録された団体(以下、登録団体とする。)は、登録情報に変更があった場合、速やかに変更内容を区に申し出るものとする。

- 2 区は、適宜、登録情報の変更の有無及び変更内容について、登録団体に調査する。
- 3 登録団体は、前項の規定により調査があった場合には、速やかに回答するものとする。

(登録の削除)

第5条 登録団体は、登録の削除を希望する場合、電子メールで区に申し出るものとする。

- 2 区は、次のいずれかに該当する場合に、区の判断で登録を削除することができるものとする。
  - (1) 第2条に掲げる要件を満たさなくなったと認められる場合
  - (2) 第4条第2項の規定による調査に回答がなかった場合
  - (3) 登録情報に偽りがあった場合
  - (4) その他、本規約の趣旨に反する行為があった場合

附則

この規約は、令和4年12月6日から適用する。